



違う文化から 日本を考える

Vol.35
いろいろな人々がいる良さ

文/
県立広島大学
上水流久彦准教授



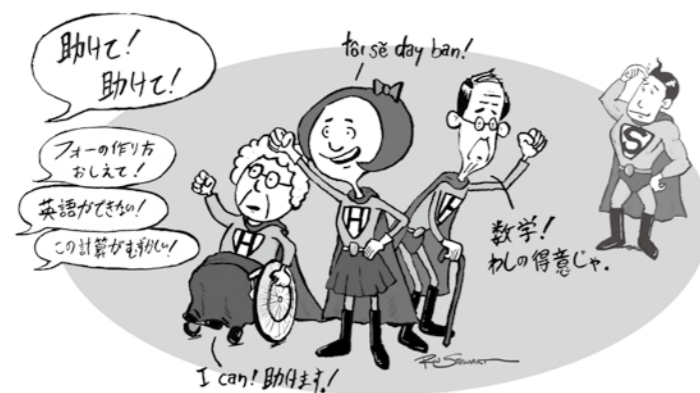
イラスト/
ロナルド・スチュワート准教授



12月に東北大学で開催された多文化共生に関するシンポジウムに参加してきました。そこで印象に残ったのは、外国籍市民のおかげで自分が必要とされている機会が増えたという話でした。例えば、外国籍市民に日本語を、または日本の料理を教える機会を得た人、学校からの案内を説明する人などです。自分が必要とされていることを痛感して、「助けているつもりが助けられていたのは自分だった」という感想を聞きました。自分に誇りを持つための重要なひとつに、誰かに必要とされることがあります。東北の事例は、外国籍市民がその機会を生み出したといえないでしょうか。

「いろいろな人々が一緒に住むということは、稼ぐお金が増えることに直結しなくても、地域の人を元気にする重要な環境だと考えることはできないでしょうか。みんなが誰かに必要とされている環境です。外国籍市民も地域の人々に誇りを持たせる、地域の

「いろいろな人々」の一人。多文化共生をこのような視点から見ていることはどうでしょうか。



人権多文化
共生推進課

☎42-5630
☎42-2130

国保 だより



国民健康保険（国保）の
届出をお忘れなく！

保健医療課 ☎42-5619

届出が必要なときの留意点

●加入の届出が遅くなると？

国民健康保険の加入日は、届出をされた日からではなく、前の社会保険等の資格がなくなった日までさかのぼります。保険税もその月までさかのぼって課税されますので注意してください。

●脱退の届出が遅くなると？

届出がないと保険税が課税され続けます。勤務先の社会保険等の保険料と二重に支払いをしてしまうこともありますので、社会保険等の保険証を受け取られたら速やかに届出をしてください。

また、誤って安芸高田市国民健康保険証を使って医療機関等を受診された場合、保険が負担している医療費（7割から9割）を、後日安芸高田市に返還していただくことになります。

●安芸高田市国保から他の保険への変更に 病院にかかるときは？

安芸高田市からの転出や、社会保険等の保険証変更により、次の保険証の交付に日数がかかるときにやむを得ず医療機関等を受診される場合は、保険の切り替え手続き中であることを必ずお伝えください。切り替え手続き中であっても安芸高田市国民健康保険は使えないので注意してください。

平成28年11月診療分一人当たり医療費（単位円）
（※県内順位・・・県内23市町で医療費が高い順）

	安芸高田市	県平均	順位
全被保険者	28,554	26,614	9

3月・4月は卒業・就職・退職などの多い時期になります。それに伴い、健康保険の変更があるときは14日以内に届出が必要です。期限内に、必要なものをそろえて市役所保健医療課または、各支所まで届出をしてください。

①国民健康保険に加入するとき

社会保険等を脱退したとき （扶養をはずれたときも含めます）
（必要なもの）
・社会保険等をやめたことがわかる証明書
・個人番号がわかるもの
・印鑑
安芸高田市に転入したとき （転入前が国保のとき）
（必要なもの）
・個人番号がわかるもの
・印鑑

②国民健康保険を脱退するとき

社会保険等に加入したとき （扶養になったときも含めます）
（必要なもの）
・国民健康保険被保険者証
・社会保険等の保険証（コピーでも可）
・個人番号がわかるもの
・印鑑

断酒会

自分や家族のお酒の問題で悩んでいませんか？
お気軽にご相談ください。

お問い合わせ 広島断酒ふたば会（中田克宣）
☎090-4802-1865

場所・日時

ふれあいプラザ向原 3月3日（金）18：30～20：30

吉田人権会館 3月10日（金）18：30～20：30

3月26日（日）13：30～15：30